

太平洋戦争における「終戦」の過程

—沖繩統治の形態と範囲をめぐる軍事と行政の相克—

Okinawa and the “Uneasy” Process of Termination of the War in the Pacific

コンペル・ラドミール

1. はじめに
2. 日米「終戦」論争
 - a) 日本における「終戦」論争
 - b) 米国における「終戦」論争
 - c) 日本本土と沖繩との間の「時差」
3. 米軍の指揮統一の不徹底
 - a) 最高司令組織の離合集散
 - b) 地域司令部の境界線の形成
 - c) 日本でありながら、切り離された沖繩
4. 日本側の「終戦」過程
 - a) 「無条件降伏論」と「国体護持」
 - b) 沖繩戦の「終結」と司令部の再編
 - c) 現地軍による交渉の開始
5. 日米間の交渉の難航
 - a) 地図上の交渉
 - b) 境界線と調印式
6. 軍政の分岐点
 - a) ニミッツの憤り
 - b) 軍政の分岐点
7. まとめに代えて—「周縁からの眼差し」

1. はじめに

アジア・太平洋戦争の終結は、日本現代史の転換点といえる。この「終戦」は、ひとつの時代の終わりとともに、新しい時代の幕開けを告げるものであった。日本にとって、降伏は戦後史の出発点となったが、降伏の解釈や認識が一様ではなかったゆえ、「終戦」という言葉からも一律の解釈を導き出したり、共通の認識を浸透させたりすることはできない。また「終戦」の体験および記憶には解釈が伴い、これらの解釈をめぐる、現在に至るまで様々な論争が生まれしてきた。しかしながら、この「終戦」をめぐる一連の論争は、日本本土における「終戦」を前提としたものであったことは否めない。つまり、沖縄のように、日本本土から切り離された地域の「終戦」については、同じ議論の俎上にあげられることは総じて少ないといえる。

本稿では、まずこの「終戦」をめぐる論争を踏まえた上で、従来の研究では切り離されてきた沖縄の「終戦」を取り上げる。言うまでもなく、日本の「終戦」を象徴するのは降伏である。日本が降伏へと向かう過程の中で、戦後沖縄の政治的な枠組みがどのように確定し、またどのような過程を経て占領の手段となる「軍政」に転換したのだろうか。ここで沖縄の「終戦」を取り上げる目的は、日本本土から切り離され、異なる「戦後」を歩むこととなった原点を探ることである。

2. 日米「終戦」論争

「終戦」は、戦時法規に依拠して、次のように定義できる。1907年の「(ハーグ)陸戦ノ法規慣例ニ關スル條約」附属書第3款に基づけば、「終戦」が図られる形式は大きく分けて2方式に分かれる。「降伏規約」(第四章)と「交戦中の占領」(第六章)である。沖縄戦は、日本帝国軍による組織的な抵抗が6月23日に停

止し、それに伴い、米国第10軍司令官が勝利宣言を行なった。つまり、沖縄における「終戦」は降伏規約によるものではなく、戦時法規の定めるところの「交戦中の占拠」によるものだったのである。しかしながら、この時点での「終戦」は琉球全域に及ぶものではなかった。奄美群島および先島群島における戦闘は、陸上戦の形態をとらなかったため戦闘停止に「降伏規約」が適用された。「終戦」以前から、沖縄戦の位置付けは日米間で異なるものの、従来の研究では、「終戦」に向けて日米双方の利害が一致し、その過程は迅速かつ円滑であったといわれてきた。これらの研究は、「終戦」の過程における日米間の交渉を日本側、ないしは米国側の視点から論じるか、もしくは、両国だけでなく関係諸国を含めた多国間の観点から考察してきた。しかし視点は異なりながらも、いずれも日本の「終戦」を現代史の「成功例」として位置づける点は共通している。開戦当初より、陸海軍の抗争が続いたが、両軍が唯一団結を示したのが「終戦」であったという解釈が根づいているほどである¹⁾。

a) 日本における「終戦」論争

日本における「終戦」論争の発端は、1950年代から60年代にかけての戦後史学の登場にまで遡る。戦後まもなく、戦時中の活動に制限を受けた歴史家が解放された。彼らは、占領下の民主主義の賜とされた「表現の自由」により、暗黙の内に言論活動を奨励される。一方、超国家主義を訴える右派の活動には、周囲の圧力および行政の制約が課せられていた。歴史学では藤原彰、今井清一、遠山茂樹、江口朴郎、秦郁彦、伊藤隆など多くの言論人が戦前の軍事ファシズム体制ゆえに、日本が戦争への道を歩んだとし、「終戦」はこの体制の全面的な崩壊であるとした²⁾。歴史学界においても、泥沼化したアジア・太平洋戦争と「成功例」としての「終戦」というコントラストを強調した解釈は定説化していった。実際、高等学校の日本史教科書においても、「成功例」としての「終戦」という解釈を反映させた記述が見られる³⁾。

1970年代、アジア・太平洋戦争および「終戦」に関する研究は再び活況を

呈する。その背景には、戦争を経験していない次世代のための歴史教育、戦争の体験や回想を証言として残そうという声が上がりはじめたことがある⁴⁾。加えて、米国には未だにおよばないが、日本においても公文書など新資料の公開が進んだことも、これらの研究の追い風となった⁵⁾。そうした中、「終戦」をめぐる論争は、1978年1月24日付けの『毎日新聞』の紙上において再燃する。その切っ掛けは、文学評論家の江藤淳による戦後文学者への批判であった。江藤が取り上げたのは、1977年に上梓された『近代文学』および『岩波講座文学』⁶⁾のシリーズである。この二つは、「戦後文学」の登場を象徴するものとされた⁷⁾。江藤は、ポツダム宣言の受諾による「終戦」は、「無条件」ではなかったことを指摘し、この指摘は「戦後文学」を代表する本多秋五の反論を招くこととなる。本多は「無条件降伏」の否定こそが「戦後文学」を脅かすと警戒感を示したのである。

アジア・太平洋戦争及び「終戦」の意義をめぐる、再び議論が活発となるのは、「鉄のカーテン」が崩れた90年代から2000年代にかけてである。冷戦の終結を経て、「戦後の終わり」をめぐる議論が展開され、その文脈から再び「終戦」を問い直す新たな題材が提供されたからである。1997年に上梓された加藤典洋の『敗戦後論』⁸⁾、および、近年では佐藤卓巳の「終戦記念日」をめぐるメディア論⁹⁾も、従来の「終戦」の解釈の再検討を促す試みであり、多くの反響を呼んだ¹⁰⁾。

しかし、戦後歴史学の誕生から、記憶やメディア論を取り入れた最近の研究に至るまで、一貫して共有されているのは「終戦」への政治的な過程は、あくまで速やかに、そして円滑に進んだという前提である。玉音放送の妨害を目論んだ一派による宮城事件などは起きたが、政治過程そのものは抵抗および対立を乗り越え、組織的な団結を以て行われたという印象を維持している。また「終戦」の政治過程は、9月2日に戦艦ミズーリを舞台とした降伏文書の調印を以て、一応の区切りがついたという認識が広く浸透している¹¹⁾。

しかし従来の研究、およびそれらに触発された様々な議論においても、あく

まで東京における「終戦」を日本の「終戦」と同様として論じている。東南アジア、フィリピン、中国、満州、朝鮮、南洋諸島における降伏の処理については、同じ論議の俎上に上がらず、それらは日本の「終戦」という文脈から切り離された形で論じられてきた¹²⁾。

b) 米国における「終戦」論争

戦勝国であり、日本の占領国となった米国において、「終戦」をめぐる議論はどのように展開されたのであろうか。米国における「終戦」論争は、核兵器の使用を焦点とすることが多い。核兵器の使用は必然的かつ不可避なものであったのか、その目的には、早期の「終戦」に加えてソ連の台頭を防ぐことも含まれていたのか、また「新しい兵器」を使用したことについて、その道義的な責任は米国に課せられるのかなど、核兵器の使用の妥当性が多面的に議論されてきた。

まず冷戦初期にあたる 1950 年代では、核抑止は戦略として正当化されたため、核兵器による威嚇に疑問を挟む余地はなく、核兵器の開発についての道義的な責任が問われることはなかった。しかし、1960 年代後半から 70 年代にかけて、公文書館の門戸が開かれるようになり、アジア・太平洋戦争に関しての歴史資料の開示が進んだ。この時期になって、ようやく広島、長崎への原爆投下についての米国の保守派および政府の見解が疑問視されるようになる。核兵器の使用についての道義的な責任を問う修正派の批判の背景には、泥沼化するベトナム戦争があったことも看過できない¹³⁾。

米国においても、原爆投下に続く日本政府によるポツダム宣言受諾は、終戦処理の「成功例」として捉えられてきた。例えば、日本の円滑な終戦過程を象徴するテーゼとして「暗闘論」と「抱擁論」が挙げられる。まず「暗闘論」であるが、このテーゼを示した長谷川毅は、終戦時のソ連のファクターが重大な役割を果たしたとする。すなわちソ連の対日戦参戦は日米間の対立を緩和し、両国間に共通の利害を生み出した。この共通の利害によってソ連への「暗闘」

が展開されたとする議論である¹⁴⁾。第二のテーゼである「抱擁論」は、ジョン・ダワーの著書の題名『敗北を抱きしめて』に由来する。ダワーは、日本政府の中に早期終戦の推進派が多く存在した事実を踏まえ、ポツダム宣言の「黙殺」では戦闘継続派の陸軍が優位に立っていたが、核兵器の投下以降は和平派が陸軍の抵抗を押さえ、ポツダム宣言受諾を断行したとする。そして、米軍による占領が開始されると、この和平派が政府の中枢に入りこれらの占領者を歓迎した。つまりダワーは、対米協力派の影響の下、円滑な「終戦」が実現し、また占領政策も円滑に展開したとするのである。

このように、「終戦」をめぐる米国の議論は冷戦の解釈に直結するものとなった。日本との「終戦」が、冷戦の開始との視点から、冷戦の構造を規定したものとして解釈されるようになったのである¹⁵⁾。米国にとって、アジア・太平洋戦争の終結は、平和な時代の幕開けを告げるものというよりも、冷戦というまた新たな戦争に連結したと理解されているのである¹⁶⁾。

c) 日本本土と沖縄との間の「時差」

「終戦」の過程に関しては、歴史家やジャーナリズム界を含んで様々な観点から論議がなされてきたが、いずれも日米両国の間で「終戦」に関する合意があり、程度の差こそあれ円満に解決したものとしている。この合意があったがゆえに、「終戦」の「聖断」から降伏文書の調印（9月2日）までの期間は三週間と短く、その過程は円滑であったと考えられてきたのである。この前提は、日米でこれまで幅広い世論の支持を得てきており、学校教育も含め広く浸透している¹⁷⁾。

9月2日に東京で行なわれた「無条件」降伏とはそもそも何であったのだろうか。「ハーグ陸戦法規条約」は無条件降伏に言及してない。しかし、これまでも多く指摘されているように、米国では「無条件」降伏の概念は南北戦争の時代から存在している¹⁸⁾。国際慣行法をまとめた戦時法の手引きとして米国の野戦マニュアルFM 27-10『陸戦法』が「無条件降伏」を第478条で次のよ

うに定義している。「無条件降伏は、軍隊組織を無条件に敵軍の管轄下に置く。両当事国による署名された文書を交わす必要はない。戦時国際法による制限に従い、敵軍の管轄下に置かれた軍隊は、占領国の指示に服する」。すなわち、無条件降伏による「終戦」の条件は国際法の制限を受けるため、交戦状態による「終戦」の条件より嚴重であることはない¹⁹⁾。

実際の戦闘を律する法規が存在するため、戦勝国側にとって無条件降伏は「戦闘を経ずして勝ち取る最大限の勝利」を約束するものであり、また、敗戦国にとって、「戦闘を経ずして勝ち取る最小限の失敗」を保証するものである。両者の判断基準は交戦中の占領の条件である。しかし、以上の解釈は日本のポツダム宣言受諾後に現れた解釈であり、「終戦」当時の「無条件降伏」の概念は必ずしもこのように明確なものであったわけではなく、むしろドイツの降伏（「デベラチオ」）が参考にされ、日本側では抵抗を招いていた²⁰⁾。

本稿では、これまで暗黙の前提とされてきた「速やか終戦」、あるいは「成功例」としての「終戦」という解釈に疑問符を付し、再検討を迫る。日本本土の国民にとって「距離感」や「温度差」のあった沖縄についても、「速やかな終戦」という解釈は当てはまるであろうか。これまでの研究で明らかにされてきたように、日本軍の組織的な抵抗が終結した後も、沖縄においては戦闘行為が継続していた²¹⁾。それゆえ沖縄の降伏は、東京とは異なる形式を取った。沖縄において、戦闘が停止され、玉音放送、その二週間後の降伏文書への調印が伝えられるまでには時間を要した。つまり、東京の降伏と占領の開始に対して、沖縄のそれには時差があったのである。この時差については、従来の研究では言及されず、いわば歴史の空白という状態が続いていたといえる。結論をやや先取りすれば、この空白こそが戦後沖縄の「曖昧な地位」につながったといえる。「沖縄の住民は日本人でありながら、沖縄は日本ではなかった」という矛盾した構造は、まさに沖縄の「終戦」に起因する。最近では「沖縄の戦後」という概念そのものにも疑問符が付され、沖縄の「戦後はゼロ年」であり続けてきたと解釈されるようになったほどである。

3. 米軍の指揮統一の不徹底

アメリカ政治史研究においては、アジア・太平洋戦争の「終戦」過程は、高い関心を集めてきたテーマの一つである。上述のように「知日派の活動」および「原子爆弾の投下」を論点とした議論は、米国の「終戦」構想の計画性の高さと決断力が強調され、その結果「速やかな終戦」が実現したことを示してきた。

しかしながら、米国内部の抗争や指揮系統に不統一があったことを考慮に入れた場合、高い計画性と強い決断力には疑問を挟む余地がある。対日戦の末期、「オリンピック」の日本上陸作戦は入念に練られた計画ではあったが、この作戦はあくまで長期戦を想定したものであった。したがって、対日作戦の中での沖縄の基地構想と太平洋における司令組織の再編も、そもそも長期戦を想定したものである²²⁾。

a) 最高司令組織の離合集散

軍備、人的資源に限られた中での「総力戦」を強いられた米国は、陸・海両軍の指揮系統を統一し、共通の目的に向けて動員する必要がある。南西太平洋のオーストラリアに拠点を置いていた陸軍は、戦争を継続させるために海軍の協力を不可欠としていた。日本に近づくにつれてこのような陸・海軍間の協力・統合の密度も濃くなった²³⁾。沖縄戦はこのような米国の緊密な陸・海軍間の協力の原型となったのである。ほとんど言及されることがないが、沖縄戦の総司令官はマッカーサー元帥ではなく、ニミッツ提督であったことも、このような太平洋における陸・海軍間の指令の統一的調整を反映したものであった²⁴⁾。

当初、沖縄戦は海上戦ではなく、地上戦になると想定されていた。地上戦が軸となるならば、陸軍最高司令官のマッカーサーが最高司令官として指揮をとることとなったはずである。日本本土への上陸も地上戦を主とするものと想定されていたことから、米国は沖縄を陸軍の中継地点としようと思込んでいた。

他方、ニミッツ率いる海軍は、沖縄をマリアナ諸島および硫黄島に次ぐ海上の拠点とすることを目論んでいた。戦闘を短期間で終わらせ、米国の勝利へと導くには、長距離海上輸送の整備、また海兵隊特有の戦闘方法を導入する必要があった²⁵⁾。ニミッツ率いる太平洋艦隊とマッカーサー率いる太平洋陸軍の間の調整は難航した末、沖縄戦における最高指揮官にはニミッツが就くこととなった。

しかし実際の戦闘においては、従来の「異なる軍事組織間」の協力のみでは不十分であることが露呈していく。指令系統の「統一化」をはかることは、陸軍か海軍のいずれか一方の軍隊が有利な立場に置かれることを意味し、最高司令官を一人に絞る必要があったため、陸海両軍の間に対立構造を生みだした。最高司令官は下位の組織に陸軍および海軍いずれの部隊をも統括する立場にもあったからである²⁶⁾。

指揮系統の統一を図るべく、1945年4月3日、統合参謀本部からJCSI259/4号指令が発せられ、太平洋における陸軍と海軍の組織の再編が図られた。陸軍と海軍は一つに再編され、新しい「対日作戦領域」が生まれたのである。同指令は、当初マッカーサー司令部のG-3作戦参謀が提案したものであった。作戦参謀部のチエンバリン参謀部長およびラッセル副参謀長は太平洋における陸軍と海軍の領域的な統合を図りながら、それぞれの機能的な独立を維持できると主張していた。指揮系統の統一を保ちつつ、下位組織の分離独立を維持することは、前代未聞の画期的な解決策であった²⁷⁾。

その結果、太平洋の領域内では、すべての陸軍の部隊はマッカーサーへ、すべての海軍の部隊はニミッツへというように、指令の系統が分かれることになった。しかし陸・海軍間の対立が全面的に解消したわけではなかった。ローカルな場面での戦略手法、作戦の組み立てでは調整がつかず、それぞれの指令系統を通して上層部に情報が伝えられることになった。このような二重構造は、マッカーサーが「オリンピック」対日作戦の最高司令官に指名される5月まで続いたのである。マッカーサーが太平洋陸軍の最高司令官に就任した後も、引

き続き対日作戦の最高司令組織は「統一化」しながらも「分散する」という様相を呈していた²⁸⁾。

米国側の原爆終戦論は、統合参謀本部および米国大統領の最高決定に基づく、「完全合理的」な判断であったという解釈に基づいている。太平洋における陸・海軍間の対立を考慮に入れておらず、利害・決定・行動の統制が不徹底であったことを見逃している。実際には太平洋戦争の末期、権限の領域および作戦をめぐる対立はますます激しくなり、「終戦」の展開をも危うくさせるものだったのである²⁹⁾。

b) 地域司令部の境界線の形成

それでは米国の陸軍と海軍の対立が、沖縄をめぐる問題でどのように顕在化していったのか、その経緯を追ってみたい。フィリピンの場合とは異なり、沖縄戦は、マッカーサーではなくニミッツの指令系統の下に展開された。しかし、九州方面の戦闘の長期化が想定される中、沖縄はマッカーサー率いる陸軍の主要な補給基地に変化していく。そして、沖縄の軍配をマッカーサーに奪われつつあることを懸念していた海軍が、マッカーサーに抵抗を試み、沖縄をめぐる指令は独自の展開を見せることとなった。島に駐在している米陸軍と海軍部隊は南北にわたって境界線を引き、島を東西の半分に分離し、それぞれ独自の指令系統で管轄することとなった。東側はマッカーサーの司令下に再編された陸軍第10軍に、また西側はニミッツの下に留まった海軍に割り当てられたが、この時点ではまだニミッツが総司令に当たっていた³⁰⁾。

1945年7月18日、ポツダム会談での話し合いが進められている最中、マーシャル米陸軍参謀長からマッカーサーに宛てられた電報を受け取ったマッカーサーは対日作戦によって、自らが「二分化された沖縄」の総指令の管轄を勝ち取ったと感じたであろう。なぜなら、本電報は8月1日、沖縄の総指令をニミッツからマッカーサーに移行させることを命じていたからである³¹⁾。

また、沖縄がマッカーサーの司令下に収まって僅か10日後の日本の無条件

降伏受諾が、マッカーサーに沖縄の管理を委任させるもう一つの契機となったといえる。8月10日に日本政府が条件付きでポツダム宣言を受諾することを米国側に打電したことにより米国の進駐計画を急転直下させた。長期戦を予測した「オリンピック作戦計画」は廃止され、代わりに「ブラックリスト作戦計画」が急遽まとめられた。この進駐計画とともに降伏の準備も急展開を見せた。

降伏の基盤となった構想は「降伏領域」という概念である。「終戦」に向けて、米政府ではいくつかのシナリオが構想されていたが、日本政府、すなわち東京においての降伏がなされたとしても、外地にいた日本軍は降伏しないことが予想されていた。これにより各戦闘地は降伏領域として選定され、地域ごとに指名された降伏地域の連合国軍司令官は現地日本軍司令官の降伏を受諾することとなった。さらに、各地における降伏調印式は東京での降伏調印後に行われると決定された³²⁾。

組織的戦闘が終結した沖縄の降伏地域の指定はどうなったか。沖縄の最高司令官となってわずか二週間のあいだマッカーサーは、8月12日の段階で、「一般指令第1号」第1条第g項により、日本、フィリピンおよび琉球における降伏受諾の責任者となった。ここで注目すべきは、この指令が沖縄を「日本の領域内」に位置付けていることである³³⁾。

c) 日本でありながら、切り離された沖縄

米軍が日本から降伏を取り付ける過程で、沖縄の地位は日本の領域内に編入されていたが、しかしこの地位は安定したものではなかった。8月13日、キング海軍作戦部長は、沖縄を海軍の総指令の管轄下に返還すべきだと主張した³⁴⁾。このような海軍の要求が認められ、8月15日に大統領が署名した正規の降伏文書には、沖縄は第d項のニミッツ管轄領域内に移行された³⁵⁾。19日に降伏の準備のためマニラに移動した陸軍参謀次長河辺虎四郎中将団に渡されたのは、この「一般指令」だった³⁶⁾。

しかし、連合国側の降伏書類が日本側に渡されたが、このことで沖縄の地

位をめぐる対立が終着したわけではなかった。日本側が受け取った「一般指令」は米国側の最終的な要求ではなく、「マイナー・チェンジ」が許されていたからである。大統領が「一般指令」を調印した際、文書には次の二点の留意が明記された。すなわち、一般指令の変更が許されるのは、(1) 統合参謀本部から「更なる指令」が発信された場合、あるいは(2) 連合国軍最高司令官に新任したマッカーサーが判断した「彼が承知している作戦状況に照らし合わせた上での詳細事項の変更」(matter of detail in the light of the operational situation as known by him) の場合である³⁷⁾。例えば、日本に台風が近づいたことで降伏の調印式が2日間延期されたこともこの「変更」の一例であった³⁸⁾。

同じ時期に、マッカーサー司令部の作戦参謀は「ブラックリスト進駐計画」の実施指令の作成に念を入れていた。進駐軍の編成は第10軍、第6軍および第8軍の3つの軍からなり、それぞれの占領領域の画定は作戦参謀の任務となった。琉球に留まることとなった第10軍は琉球地域において降伏の受諾を取り付ける任務を担当した。その際、琉球の降伏地域を画定するに当たり、西日本地域に進駐する第6軍との調整が必要となった。当時の作戦地図は明確な境界線を示していないが、沖縄戦の「アイスバーグ作戦」の名残として、北緯30度線の可能性を示唆している³⁹⁾。

降伏書類がフィリピンで日本側に渡されて5日後の8月25日には、マッカーサーが沖縄の総指令を「マイナー・チェンジ」として、太平洋陸軍の管轄内に差し戻したことを日本政府に打電している。スティルウェル司令官はマッカーサーに代わって沖縄の降伏を取り付けることになった。この通知はニミッツの指令系統には触れていないが、降伏調印式がニミッツの名の下で行なわれることを不可能とした⁴⁰⁾。同じ通知は翌26日に電報「CX 36856」号として、司令官のスティルウェル大將およびマーシャルに送信されている⁴¹⁾。スティルウェルは、「9月2日および直後に<直ちに>降伏を達成するために琉球地域において現地の日本軍司令官と連絡をし、予備交渉を果たす」よう命じられた⁴²⁾。

降伏がニミッツの下で行なうことを予想していたスティルウェルは戸惑いを覚えた。奄美および八重山における守備軍と連絡を開始する準備を進めていたスティルウェルは、「占領軍としてきまりの悪い姿勢」を避けるため、マッカーサーに明確な判断を望んでいた。そのためスティルウェルは、関連指令の明文化を要請した⁴³⁾。

スティルウェルの要望に応えるかのように、マッカーサー司令部のチエンバリン作戦参謀部長は翌8月28日に日本政府宛の電報「Z-627」号で次のように一般指令の修正を命じている⁴⁴⁾。

第2段落d項第1部から「琉球」を削除する

第3段落e項第1部の「フィリピン」の前に「琉球」を入れる

ニミッツがマッカーサー以上に恐れていたと言われるサザランド参謀長はこの変更を「マイナー・チェンジ」と呼んだ⁴⁵⁾。8月1日にスティルウェルがマッカーサーの指揮下に移行したことで、ニミッツ指揮下への差し戻しはさらなる混乱を招きかねず、なお、戦後に琉球が陸軍の管轄下に納められるとの大原則にも反すると、サザランドは確信していた。

このように、米国側の終戦処理が、原爆投下及び降伏条件の受諾によるのみ終結したわけではなく、沖縄をめぐるマッカーサーの指令組織の再編成は、その以前から「オリンピック」作戦をめぐる管轄権争いで展開されてきた論理を継続していたといえる。この管轄争いこそ、米国側からみて、終戦過程が調印式で終結せず、「長引かせた」理由の一つとなったのである。このように米国側の見解や利害が統一していたわけでもなければ、政策に一貫性があつたわけでもなかったといえる。

4. 日本側の「終戦」過程

a) 「無条件降伏論」と「国体護持」

米国側の終戦論争と日本側の終戦論争は議論の土台を異にしている。日本側の終戦論争は、「終戦」の条件に注目したものであった。それゆえ、ルーズベルト大統領の「無条件降伏論」が陸軍軍務局および軍事課の強硬派の反発を買い、和平工作を挫折させることとなったことが焦点となってきた。最近の研究では、この無条件降伏の条件として日本側の拘ったとされる「国体論」が再び脚光を浴びている。海軍、外務省、および天皇側近の和平派は「国体護持」における「国体」を狭義の「皇室」と理解し、和平の条件に掲げようとしていたと指摘されている。

軍事史では日本政府の「終戦」への決定過程は以下のように紹介されている。

最高戦争指導會議ニ於ケテハ外務大臣及ビ米内海相ヨリ平和論アリ。和平交渉ニ入ル為、敵ト何度力ノ手掛カリヲ得ルコト絶対必要ニテ、コレガ為ニハ最小限ノ要求タル皇室ノ保全ノ一条項ヲ「ポツダム」宣言内容ニ含マルルモノト了解ノ下ニ受諾シタイトノ論ニ対シ、大臣ハ戦争ノ継続ヲ主張シ、交渉ノ余地アラバ前記ノ四ヶ条ヲ国体護持ノ最小限条件トシテ附スルノ要アル旨力説シ梅津総長、富田軍令部総長之二同意セル由ナリ⁴⁶⁾。

ここで言う「四ヶ条」とは午前中の最高戦争指導會議で梅津美治郎陸軍参謀総長に紹介された次の陸軍の「終戦」条件である：

- 一、國體ノ変革許サズ
- 二、外地日本軍隊ノ武装解除ハ外地ニテ行ハズ、内地ニテ日本自ラ行フ
- 三、保障占領許サズ

四、戦争責任者ノ處罰許サズ⁴⁷⁾

しかし、最近の研究では、東条英機の書簡が注目され、陸軍は同じ降伏の条件を「天皇の統帥権」まで拡大して捉えていたことが明らかになっている⁴⁸⁾。このように想定すると、米国で天皇制を容認するグルーおよびドゥーマン達の「無条件降伏論」の和平工作が採択されたとしても、日本側の「国体護持」の解釈とは両立できないものとなっていたであろう⁴⁹⁾。

本土決戦と云うけれど、一番大事な九十九里浜の防備もできておらず、又決戦師団の武装すら不十分にて、之が充実は九月中旬以降となるといふ。飛行機の増産も思う様に行っておらない。いつも計画に実行が伴わない。之でどうして戦争に勝つことが出来るか。勿論忠勇なる軍隊の武装解除や、戦争責任者の処罰等、其等の者は忠誠を尽くした人々で、それを思うと実に忍びがたきものがある。而して今日は忍び難きを忍ばなければならぬ時と思う。明治天皇の三国干渉の際御用心もちを偲び奉り自分は涙を飲んで、ポツダム宣言受諾に賛成する⁵⁰⁾。

このとき、天皇は、「自分一身のことや皇室のことなど心配しなくてもよい」とまで言われた⁵¹⁾。

著者が、以上の議論を紹介する理由は、「もう一つの条件」について検討したいからである。『戦争草書』、『機密戦争日誌』、『敗北の記録』、『第二次世界大戦終戦史録』および『終戦史録』では詳しく論じられていないが、そもそも陸・海軍の一部の将校の間では「国体護持」の条件に不満があったことは事実であり、彼らは徹底抗戦を訴えていた⁵²⁾。

そこで、阿南陸軍相側が提示した「四ヶ条」の第二の条件に注目したい。「二、外地日本軍隊ノ武装解除ハ外地ニテ行ハズ、内地ニテ日本自ラ行フ」とは、武装解除および軍人の自主的な復員を意味していることが一目瞭然である。しか

し、この条件にはもう一つ違う意味が秘められている。すなわち、「外地」と「内地」は日本陸軍の定義に拠るべきであるとする見解である。なお、第二の条件に秘められた、「皇土」の範囲、すなわち降伏領域及び降伏の境界線をどのように理解するかについての齟齬は、東京に於ける最高戦争指導会議および御前会議に於ける和平派と継戦派の間に限らず、日本側と連合国側の間にも存在していたことは想像に難くない。本稿では、「終戦」を巡る「地理的範囲」の以上のような意見の相違は、現地軍の司令官の間にも存在しており、更に、この相違が「終戦」の過程を長期化させたことを明らかにする。例えば、大本営陸軍部作戦部長であった宮崎周一は次のように記している。

(三) 対米英施策 (中略)

二、戦争週末ニ於ケテハ帝国本土ヲ中核トスル我国体の擁護ヲ必須要件トシ、朝鮮、北海道、小笠原、南西諸島、台湾ハ以前帝国領土タラシムルヲ本則トシ南洋委任統治領、南方要域、樺太、千島等ニ関シテハ当時ノ情勢ヲ勘案シテ之ヲ決定ス⁵³⁾

本節の課題は、日本側が意志決定および意志遂行の「統一化」にどれだけ成功したかを再検討することである。米国側の終戦論と同様、日本では、「御聖断」および「玉音放送」が「終戦」と同一視され、その後の終戦過程への関心も比較的に低いといえる。散発的な事件として、「上野公園占拠事件」「厚木海軍航空隊事件」「児玉飛行場事件」「水戸教導航空通信事件」「川口放送所占拠事件」「霞浦航空基地事件」などが語られることはあるが、聖断前の分析とは比較にならないほど問題関心が低く、それを反映して研究も少ないといえる⁵⁴⁾。つまりほとんどの研究では、「聖断」によって日本側の意志決定の「統一化」が計られ、この政策はその後一貫性を持ったまま遂行され、円滑な「終戦」へと事が運んだとしているのである⁵⁵⁾。

b) 沖縄戦の「終結」と司令部の再編

沖縄戦の終結後には、日本でも日本軍の指令組織の再編が行なわれた。1944年3月22日に設置された沖縄守備軍の第32軍は、沖縄戦の終結まで海軍と共同して「十号作戦準備要綱」、後には「捷号作戦計画」そして「天号作戦」「菊水作戦」の実施に当たった。第32軍の管轄区域の一部は北緯30度10分以南、東経122度30分以西であったとして鹿児島島の奄美諸島およびトカラ列島をその管轄区域内に収めていた。

しかし沖縄戦は6月23日の終結に伴い、第32軍司令部が消滅し、米国の進駐の対象とならなかった先島諸島および奄美諸島における司令は変更され、それぞれ異なる指令組織の隷下に再編された。奄美群島における第64独立混成旅団は九州方面に再編された。この再編により、宮古・先島との組織的なつながりが途絶え、互いの情報通信は困難になった。『戦史叢書』に所収された第6航空軍の青木喬少将及び水町勝城中佐の回想に明らかなように、「聯合艦隊による名目上の統一では無理」であり、「陸海軍の航空兵力を、戦局の上からの要請とはいっても、統一指揮することは困難」であった。そして、「協同作戦で連絡通報はしながら、個々の作戦は独自の指揮に任せるとというのが、協力の限度」だったのである⁵⁶⁾。このような軍事組織の再編成、および司令統一化の不備は陸海軍官の協力を不完全にし、降伏に導く際に困難をもたらした⁵⁷⁾。

また、奄美守備軍が急遽「決号作戦」のため九州の管轄下に入ったことは、日本政府の奄美の地位に関する認識を改めさせた。琉球方面における降伏受諾の権限の変更は「一般指令」の修正以降日本政府を混乱させた。その結果、8月27日に日本政府はマッカーサー司令部に奄美の地位の理解を次のように確認している。

往電第六十一号（降伏ノ地域区分及交渉当事者ニ関スル件）
大本營撥連合最高司令官宛電報
第六一號（八月二十七日）

一、馬尼刺ニ於ケテ帝國代表ニ交付セル一般指令第一號第一項ノ地域及交渉當事者ニ關シ當方見解ニ左ノ如ク二付諒承アリ度 (中略)

二、琉球中輿論島及び奄美大島ハ本土ニ含ム⁵⁸⁾

つまり日本政府の理解では奄美は日本の降伏領域内に再編されていたのである。

c) 現地軍による交渉の開始

上述したように、現地での指令組織の再編はスティルウェル司令官の交渉開始とその姿勢にどのように結びついただろうか。

スティルウェル司令部は翌 28 日に先島・宮古群島方面および奄美群島方面などに「通信装置並びにメッセージ第 1 号」をパラシュートで投下した⁵⁹⁾。奄美からの返答は即答に等しいものであった。奄美守備軍司令官高田利貞少将からは、翌 29 日 10 時 30 分には返信があり、奄美側との「連絡経路」が確保された。一方宮古島守備軍および海軍からの連絡はその時点では届いていなかった。そのため石垣と宮古島には、スティルウェル司令部から「電信第 2 号」が送られている。沖縄守備軍の消滅以降、台湾在中の第 10 方面軍の指揮下に編入されていた宮古守備軍の納見敏郎司令官からスティルウェル司令部に「準備の連絡」が届いたのは、8 時間後であった⁶⁰⁾。納見司令官は大本営から「沖縄、大東島諸島、先島群島」の陸・海両軍の降伏調印の権限を委任されたと伝えている⁶¹⁾。

しかし、今度は高田司令官の奄美からの連絡が途絶えた。正確な理由は不明だが、スティルウェルが第 2 号の電報で、奄美方面に於ける「琉球の降伏領域」を定めたからであると推測できる。なぜなら、スティルウェル大将からの電報第 2 号が発信されたのは 29 日 12 時 30 分であり、高田から連絡第 1 号を受信してから僅か 2 時間半後のことであった。この電報第 2 号では高田司令官による降伏境界線は「北緯 30 度東経 128 度、北緯 27 度東経 128 度、北緯 27 度東

経 131 度、北緯 30 度東経 131 度」と明記してあり、高田に降伏文書の調印の権限獲得および沖縄への移動手段の確保を要求していた。そして降伏境界線を知った高田からの以下の返信を最後に、沖縄の米軍との連絡が途絶えたのである。

九州方面司令官「横山勇」中将与との連絡が必要であり、「降伏の準備はできていない」⁶²⁾

高田からの「保留電報」は、東京での降伏調印式の 3 日前であり、「予想外」の展開となり、沖縄駐在の米軍を驚倒させた。また、この時点で高田と納見司令官はそれぞれ別の指令地区に所属したため、日本側の司令官の間の情報通信網は不十分であり、降伏における総合調整は存在しなかったことが窺える。

即ち、日本側における、沖縄戦終結以降の「南西諸島の南北への指令の分離」および前述の米国陸軍・海軍間との連絡の不備は、米国の降伏政策の「一体化」を損ね、この時点でのスムーズな「終戦」の展開を妨害していたと結論づけられる。

5. 日米間の交渉の難航

「終戦」に向けた交渉が、佳境に入中、日米両国における「終戦」をめぐる理解はどのようなものであったか。ポツダム条件の受諾以後には、「円滑で早期の終戦」の実施は日米両政府の共通の利益であったと解釈されてきた。日米間の暗黙の合意は 2 つの側面から紹介されてきた。

a) 地図上の交渉

沖縄および奄美をめぐる降伏境界線の取引は、横浜の米軍総司令部と日本政府との間で交わされた。8 月 25 日に沖縄における降伏受諾の責任が米国海軍

から米国陸軍へ転換したことを知らされた日本政府は、27 日に「一般指令第 1 号」における「奄美の地位」について、「日本政府の管轄下」との理解を米軍宛に打電した。しかし、この理解は 29 日には、次のようにマッカーサー総司令部により覆された。

来電第三十五号 (米関係降伏受理責任地域区分ノ件)

連合国最高司令官撥大本営宛電報

日本側整理番号第三五號 (八月二九日二二・四七時)

八月二七日付貴殿第六十一號竝ニ八月二五日附往電 Z 五八五號ニ関シ

米陸軍第拾軍最高司令官ノ責任地域ハ琉球奄美全諸島竝ニ北緯三十度ニ至ル其ノ他ノ諸島ヲ含ムモノトス。(後略)⁶³⁾

マッカーサー司令部の判断の結果、奄美全域が沖縄司令部の降伏地域となり、日本政府の希望には添わなかった。この時点での「誤解」はおそらく相互に食い違った作戦地図に基づいて展開された司令地区の設定に由来していると思われる。すなわち、米国は沖縄戦時の作戦地図を尊重し、日本政府の本土防衛作戦に基づく地図を受入れなかったのである。「一般指令第 2 号」にも明記されているように、日本側は軍事司令区域を米国側の軍事司令区域に合せて再編することを指示されたのである⁶⁴⁾。しかしだからといって、この決定により奄美が日本から分離されたとは必ずしも言えない。なぜなら、スティルウェル司令部はマッカーサー司令部の指揮下に入っており、いずれにしても奄美および沖縄はマッカーサー司令部の直轄に再編されていたはずだからである。

マッカーサー司令部の決定は日本政府の中央に知らされたが、それは必ずしも現地軍に伝わったわけではない。高田司令官は 8 月 29 日に九州の第 16 方面軍に打電し、降伏境界線についての指示を待っていた。しかし返答は来なかった⁶⁵⁾。東京での降伏の調印式が近づくにつれて、沖縄のスティルウェル司令部では緊張とともに、苛立ちを隠せずにはいた。9 月 1 日になっても奄美からの

返答が受信されていなかったからである⁶⁶⁾。

そのような中、9月1日午前9時45分と9時49分、与論島で米軍機による爆撃があったと通報される⁶⁷⁾。爆撃のおよそ2時間半後、12時25分に「高田司令官から返信があった」と、沖縄の米軍指令部は、横浜の調印式の準備をしていたスティルウェル宛てに打電をした⁶⁸⁾。9月1日の時点では休戦状態が成立しており、極東陸軍は攻撃行為の禁止令を発していたため、武力行使には正当な理由が求められ、終戦後に米軍の内部調査の対象となった⁶⁹⁾。なお、高田司令官は米軍への連絡で、「軍事降伏の準備が完了した」と米側に報告していたわけではなかったため、以前の対立は解消されたわけではない。

b) 境界線と調印式

9月2日、9時4分および9時8分に戦艦ミズーリにおける降伏調印式が行われた。第10軍司令官スティルウェルはこの調印式に参加している。日本政府および米国太平洋陸軍の期待どおり、降伏調印の過程はマッカーサーのシナリオに沿ってスムーズに進展し、米国では視聴率の一番多いイブニングショーに間に合わせて放送され、トルーマン大統領は支持率を高めることになった⁷⁰⁾。

しかし東京では調印式が終わっても、これで「終戦」が「終結」したとは必ずしもいえない状況が続いていた。奄美における降伏の相克は続いており、「終戦」とはほど遠い状況にあった。それどころか、奄美をめぐる睨み合いは東京にまで波及していた⁷¹⁾。

大本営は、与論島以北の諸島において現地陸軍との連絡が断絶したため、現地の米国司令官が直接現地日本軍司令官と連絡を取るようにと勧めた。大本営は続いてマッカーサー司令官宛に次の電報を送っている。

情報通信障害のため、米国第10軍司令官は代表者を沖縄から徳之島へ派遣するか、あるいは日本軍代表を沖縄へ派遣するために飛行機または船艇を用意せられるよう、強く望む⁷²⁾。

これは、東京における降伏の調印式後の新展開だったといえる⁷³⁾。

同日 9 月 2 日に高田司令官は第 16 方面軍に琉球での調印式へ参加できるよう許可を求めた。更に、高田は同第 16 方面軍の代表者を調印式に派遣するようにと勧告した。高田は、沖縄での降伏調印に合わせて、第 16 方面軍の代表者が到着していなければ、「自分の権限に基づいて独自に行動する」と伝えている。

2 日後、9 月 4 日に第 10 軍は次のようにマッカーサー司令部に報告している。

徳之島と沖縄の間のコミュニケーション断絶に関する日本の説明は、不必要だった。我々は、絶えず無線通信中だった。代表者は本日、沖縄へ到着の予定⁷⁴⁾。

不必要な遅れは、奄美群島で日本軍司令官への権限委譲を日本側が遅延したことに起因する⁷⁵⁾。

高田司令官以外、先島諸島司令官第 28 師団長納見敏郎中将および沖縄方面根拠地隊司令官の加藤唯雄少将がスティルウェル司令部に、それ以前の連絡に基づき降伏調印の準備が整えられている旨を伝えていた。9 月 4 日 7 時 30 分、前日に来島した日本軍 3 司令部から合せて 10 人の代表を収集した第 10 軍情報参謀エリーは、降伏の準備および武装解除に関する書類を彼らに渡した。スティルウェル司令官は代表者と会見しなかったが、メリル参謀長から情報を得ていた。スティルウェル司令官には高田司令官からの「奄美群島を第二のアルサス、ローレンたらしめぬよう」との有名な手紙が届いていた⁷⁶⁾。スティルウェルは翌 5 日に受領の確認電報を送信しており、日記には「陸軍おだやか、海軍反抗的」と記している⁷⁷⁾。

9 月 4 日の交渉に関しては、今日でも詳細な記録は明らかにされていない。ただし、AP 通信のクリントン・グリーン報道員は 9 月 6 日付の『ニューヨー

ク・タイムス』紙に「琉球の降伏は延長」と題した見出しを打って、以下のよう
に記事を書いている。

未だ日本軍の支配下に残っている琉球における各諸島からの使者は沖
縄本島に派遣され、ジョセフ・スティルウェル將軍のスタッフと会談し、
アメリカの降伏条件について考え迷っている⁷⁸⁾。

この記事は東京に於ける降伏調印式の後に執筆されたものであり、日本側の
「降伏条件」の熟考を紹介している点は興味深い。高田から届けられたアルサ
スローンの手紙が影響していると想定できよう。同記事は更に降伏調印式の
時期について次のように記している。

スティルウェル將軍は、指揮官に正式な降伏式のために9月9日に沖
縄に来島するよう指示している⁷⁹⁾。

周知のように、沖縄での降伏調印日は9月7日である。日本軍3司令官が嘉
手納基地に召還され、越来村第10軍司令部付近の森根において、11時20分
に始まり、10分後の11時30分にスティルウェル司令官の調印によって終了
した。厳粛な雰囲気の中、調印式は淡々と進められた⁸⁰⁾。

上述のスティルウェルの指令、および降伏直前に発行された『ニューヨーク・
タイムス』紙の記事が、なぜ調印日を9月7日ではなく、9月9日と明記して
いるのだろうか。もし調印式が9月9日に計画されていたものであったとした
ら、なぜこの計画は前倒しとなったのであろうか。この前倒しの理由につい
ては、史料的な裏付けがとれず、依然として謎につつまれている⁸¹⁾。

琉球における降伏文書は、フィリピンおよび朝鮮の降伏文書と異なり、具
体的な記述が少なく、降伏領域だけを詳細に画定していた。また琉球降伏領域の
「北部琉球」および「南部琉球」という表現が、降伏過程において更なる波紋

を招く恐れがあったため、スティルウェル司令部は日本軍指揮官の管轄領域である「奄美群島」及び「先島群島」という表現を採用した⁸²⁾。

沖縄における「終戦」に関する米国側と日本側の思い違いがどこに起因していたのだろうか。その原因はまずポツダム宣言の理解にあったと思われる。ポツダム宣言における「領土処分」に関する条件は第8項と理解されてきた。しかし、第8項には「琉球」という言葉は登場しない。高田たちはおそらく奄美の処分を第8項の一環として理解したと考えられる。つまり、「奄美」は日本固有の領土であり、日本の「諸小島」とであると捉えていた。そのため、「奄美」という言葉に拘りがあったのであろう。

しかし「一般指令第1号」は、ポツダム宣言第8項よりも、「第13項の実施」をめぐるものだった。第13項に基づいて設定された「軍事」境界線（連合国軍司令部間の境界線）に「日本軍が合わせる」必要があった。つまり、第13項と第8項の解釈をめぐる思い違いが「不要な利害対立」を生み出し、結果的には沖縄の「終戦」を長引かせたのである⁸³⁾。

6. 軍政の分岐点

上述のように、戦争の終結は実際には戦時法規に定義されているように整然と事が進められるわけではないことが分かる。なぜなら琉球地域における「終戦」は、一方では戦勝宣言による戦争終結、他方では降伏規約による戦争終結によるものという二重性を内包していたからである。

本節では、ふたつの戦争終結に伴う、「後の行政的な処置」としての「占領」に注目したい。第一に、「交戦中の終戦」というのは、交戦中に占領された地域を指すものである。占領された地域は一部であれ、戦争状態から「解放」されたことには変わりない。「交戦中に展開した占領」には「ハーグ陸戦法規条約」附属書第3款に規定される。降伏規約ではなく、勝利宣言によって終わった沖縄の占領はまさにこの「交戦中の占領」に該当する。

天川晃は、仮に対日戦争の「終戦」がポツダム宣言の受諾によるものではなく、オリンピック九州上陸によるものであったとすれば、「アメリカでは本土上陸の後に占領した各県に対して交戦中の占領地域に軍政を敷く想定を立てておりそのための軍政要員の養成をしていた。それだけでなく、アメリカは降伏後の日本本土全体に対しても、立法、行政、司法の全権を占領軍軍政府が掌握するという占領の形態を、日本の降伏まで想定していた」と天川晃氏は指摘している⁸⁴⁾。

第二に、「降伏規約による占領」であるが、これは国際法を踏まえながらも、当事者間の降伏合意により成立するものである。「ポツダム宣言」の条文は、日本政府が占領改革に協力的であれば日本政府が廃止されることはない、と理解できるように作成されている。これはつまり、連合国による「間接軍政」を意味しているものであり、ハーグ陸戦条約の「直接軍政」とは異なっていることが分かる。以下では、沖縄に於ける軍政の展開と、終戦時の混乱を取り上げ、最後に沖縄が日本と分離されていく過程を取り上げていく。

a) ニミッツの憤り

「直接統治」の形式をとった沖縄の米国海軍による軍政は「沖縄戦の遺物」であった。正確に言えば、最初の軍政は、沖縄戦が始まる前に既に敷かれていたのである。慶良間列島という、一部地域に於ける「交戦状態」は、沖縄戦が始まる前に、既に終了していたからである。3月26日及び27日に第77歩兵師団が慶良間列島の各島々に上陸し、3月29日にこれらの島々の確保宣言を行なっている。また戦闘行為が終了した慶良間列島にC-13、A-5及びB-9の3つの軍政分遣隊が到着している。ただし、厳密に言うならば、「沖縄上陸作戦」は4月1日に開始している。沖縄戦の開始日に合わせて米軍による直接統治を告げる「布告第一号」が発せられ、米軍政府が成立したのである。軍政は海軍の管轄となっていたため、軍政布告には軍政長官であった太平洋艦隊のニミッツ司令官が調印し、そのことから「ニミッツ布告」と呼ばれた。

太平洋戦争終戦時には、沖縄の軍政にも「転機」が訪れた。沖縄戦と太平洋戦争の終結の間の 2 ヶ月間で、ニミッツ司令部とマッカーサーの二つの司令部の権力関係の優位が逆転したのである。沖縄は 8 月 1 日からマッカーサーの司令下に再編され、軍政は司令組織の一環として陸軍の管轄下に変わった。しかし、日本政府のポツダム宣言の受諾により事態は更に急変し、第 10 軍の軍政要員は日本及び朝鮮半島の占領に投与されることとなった。そのため、陸軍は海軍軍政府に 90 日間の期限を設け、陸軍司令下の海軍軍政府の任務の延長を打診し、同意を得た⁸⁵⁾。

日本政府の態度の急変と同時に、米国側にも戦闘準備の急速な終息が生じた。海軍のキング軍令部長は、「オリンピック」九州上陸作戦はもはや不要なものとなり、マッカーサーが沖縄を「必要としない」ことに気づき、沖縄の指令をもう一度海軍のために召還しようとした。しかし、現段階では沖縄の司令を海軍に戻すことが困難だと認識したキングは、事実上海軍のままであった軍政府の返還のみで納得した⁸⁶⁾。

8 月 30 日にキング海軍令部長が琉球軍政府を海軍に取り戻すよう統合参謀本部に要請し、31 日に了承された。この指令はすぐに統合参謀本部から電報でマッカーサーに伝達されている⁸⁷⁾。キングとニミッツは、スティルウェルがニミッツの代理人として調印するものと覚悟していた。だが、ニミッツの理解はマッカーサーとスティルウェルの理解とは掛離れたものであった。沖縄の第 10 軍はこのような「中に浮いた状態で」沖縄の降伏に望んだのである。

第 5 節で上述したように、マッカーサーは統合参謀本部の指令に従わず、スティルウェル司令官が 9 月 7 日に太平洋陸軍の命令系統のもとで降伏文書に調印している。ニミッツはこの事実を 7 日の調印以降に、交渉の難航を報道する「新聞から知った」と伝えている⁸⁸⁾。激怒したニミッツは 9 月 9 日にマッカーサーに説明を求める電報を打電している⁸⁹⁾。マッカーサーは、降伏直前の時間不足と降伏準備の都合上変更は不可能であったと弁解した。しかし、ニミッツが沖縄軍政の権限の返還を求めてくるのは一目瞭然であった⁹⁰⁾。マッカー

サーはニミッツの要求に、海軍補給を巡る電報で応えている⁹¹⁾。降伏騒動から一週間足らず、9月16日にニミッツからの一つのメッセージが議論に終止符を打つこととなる。ニミッツは、マッカーサーに次のように提案している。

(前略) 海軍への軍政任務召還を実施するには、明確に規定された軍政の命令系統及び管轄の確立により、軍政府長官副官のムーレ海軍大佐が沖縄海軍作戦基地司令官に直属するように調整し、また後者が軍政府長官を兼務するように指示する必要がある(後略)⁹²⁾

マッカーサーは新たな命令系統の組織を直ちに承諾した。「終戦」に伴い、沖縄海軍政府は混乱した形で沖縄駐在軍の3大司令部(第10軍司令部、海軍作戦基地司令部(CNOB)、アイスバーグ陸軍候補支援司令部(ASCOM I))のすべてに報告し、それらから共同監督を受けてきた。マッカーサーとニミッツの合意により、海軍令組織を経由して沖縄海軍政府はニミッツ太平洋艦隊司令官の隷下に入り、ついに9月25日には最終的に現場の混乱に歯止めがかかった。軍政府のスタッフは沖縄の遠ざかりつつあった復興の準備に安心して取りかれるようになった⁹³⁾。

沖縄の軍政の場合、内部調整の不備および日本側の意外な抵抗の末、沖縄の司令組織はマッカーサー太平洋陸軍の支配組織内に統合されたが、「占領行政」だけが東京の指令から分離され、ハワイ在中のニミッツ太平洋海軍司令官の下に置かれた。南西諸島は日本の一部でありながら、想定外の展開により日本本土から遠ざけられたといえる。

b) 軍政の分岐点

沖縄の「軍政」は「交戦中の占領」の最も顕著な例である。戦闘が長引けば陸海軍に対して捕虜の規定が適用され、早期の復員よりも長期にわたる収容所生活が強いられる。また民政への復帰および経済の立て直しよりも、民生の崩

壊、労働の強制、産業基盤の破壊をもたらした。占領に於ける国際慣行法規に基づき、米国の軍政をより詳細に規定したのはFM 27-5「軍政・民事マニュアル」である。このマニュアルをもとに、「ニミッツ布告」が発せられ、日本政府の行政権が停止され、島民は避難収容キャンプに移住させられ、夜間外出禁止令に束縛された。また、現地の政府も機能が麻痺し、司法のほとんどは米軍軍事法廷に移り、通貨が停止された。そして占領通貨として、米軍票が出回り始めたのである。このような強硬措置の多くは戦闘による混乱を避ける為であったとしても、住民は敵国民とされ、戦争が終わっても、「直接占領」から平時の状態に戻るまでは茨の道であった⁹⁴⁾。

一方、日本本土では「ポツダム宣言」および「初期対日占領基本方針」が適用された。ここでは、日本人兵早期引揚げ、自主武装解除、自主復員が言及されており、民主化と自由化を条件に、日本の再生と経済復興への道が開かれた。事実、マッカーサーの極東陸軍は司令部内に軍政局を設置し、沖縄軍政の経験を最大限に生かそうと、沖縄軍政副長官クリスト准将を最高司令官総司令部の軍政局長に転任させた。もっとも、9月3日に米軍が軍政府の設置、軍事裁判所の設置、軍票の使用と、沖縄占領に類似した「直接軍政」の基盤となる「三布告」を日本側に告げた。しかし、日本の重光外務大臣は翌9月4日、マッカーサーと会談した上で、布告を撤回させた。この「三布告」事件で象徴されるように、日本本土の「終戦」は「ポツダム宣言の受諾」による「降伏規約による終戦」であり、また日本の占領は日本政府を経由した「間接占領」であった。以降、本土では、沖縄のように27年間の「布告」、「布令」および「指令」による厳格な支配は行われず、連合国最高司令官総司令部の「覚え書き」による支配が行われるのである。

終戦時の混乱の末、沖縄の占領の主導権が海軍に逆戻りしたことで、沖縄の「直接占領」は日本に於ける陸軍の「間接占領」とは異質なものとなった。その結果、「戦後という経験」は、沖縄では「長い占領」の失敗を思い起こす一方、本土については「早い復興」の成功を連想させるものとなった。

7. まとめに代えて—「周縁からの眼差し」

琉球は、古代から日本本土と深い関わりを持ちながら、日本から独立していた。そして明治維新以降、日本の「内地」でもなく「外地」でもないと言われた沖縄の帰属問題は、沖縄戦およびアジア・太平洋戦争の終結時に再浮上した。

アジア・太平洋戦争の「終戦」の過程については、従来の研究においても取り上げられ、さまざまな論議を生んできた。しかしながら、多くの場合日本の「終戦」は降伏文書が交わされた「中央における終戦」と「日本の終戦」を同義としてきた。それゆえ「中央」から切り離された「周縁」における問題を見逃す傾向にあったといえる。沖縄にしても、また奄美にしても、「終戦」の過程は、本土での「終戦」ほど円滑なものではなく、組織や政策の一貫性も見られない。マッカーサー率いる陸軍は沖縄の問題を「軍間の管轄争い」の一環としており、「指令の統一化」を目指していた。逆にニミッツは、この問題を「占領における軍民関係」として「指令の統一化」に反対し、「陸海軍間の協力」を求めているのである。日本側では、奄美守備軍司令官であった高田は沖縄を、奄美との関係で「地方行政の分離した管轄」として捉えており、「奄美は沖縄とは無縁の場所である」と主張した。他方、海軍沖縄方面根拠地隊司令官であった加藤は「軍間の役割分担」の一環、海軍領域として「沖縄と奄美は一体である」との確信の下、行動していた。以上のような、沖縄および奄美をめぐる認識の複雑なパズルは単純に「地理的な問題」ではなかったことを浮き彫りにしている。「軍事問題」「行政問題」「軍政問題」としての沖縄および奄美の位置づけを巡る論争は、「終戦」を契機として、日米の内外に「深い乖離」を生みだし、終戦過程を「円滑でない」、「長引いた」ものにしたのである。そして「日本でありながら、切り離された沖縄」が、日本本土とは異なる「戦後史」を歩むこととなった最大の要因は、この「長引いた終戦」にあったといえよう。

降伏文書への調印を終えた後の日本本土では、「軍政三布告」は不発に終わ

り、「降伏規約」による「終戦過程」は「戦後処理」に転じた。しかし、沖縄では、「終戦過程」は4月の「ニミッツ布告」により発動し、また9月7日以降散発の抵抗で遂に終息しなかった。加えて、米国の基地建設や、住民の避難生活は積重ねられ、「終戦過程」は「戦後処理」に転換せず、冷戦へと連結した。そして沖縄における「終戦過程」は、日本からの度重なる「分離」に帰結することとなる。ただし、本稿は沖縄の「長い終戦」は1946年4月にいったん落ち着きを見せ、ここで「政治過程としての終戦」は一旦終結したとする仮説に立っている。

本稿では、沖縄の問題が「中央」の「終戦」を複雑化した過程を中心に論じた。しかし、奄美の位置づけを差し置いて、沖縄分離の原点を捉えることはできない。奄美群島および先島群島の存在もまた、「中央」の「終戦」および「地方の中央」である沖縄の「終戦」をさらに複雑化したのである。何よりも、沖縄にとっての奄美は、「戦闘による終戦」の概念を覆し、「直接占領」の概念をも歪曲するものだったのである。なぜなら、奄美では「降伏規約による終戦」を遂行する必要があったからである。そして、奄美及び先島群島は東京における「終戦」を複雑化する原因となった。戦後初期の奄美における米軍統治は、「間接占領」という印象を与える。これは、奄美における「降伏規約による終戦」が東京におけるそれよりも、「戦闘による終戦」に近い状況下で締結されたことに起因する。東京から見た奄美の「間接軍政」は、海上航行の自由はなく、東京における「間接軍政」よりも、沖縄に於ける「直接軍政」に近いものであったともいえる。

本稿では十分に論じることができなかったが、奄美から見た日本および沖縄の「終戦」これはすなわち、「周縁」のさらに「周縁」から「終戦」そして「戦後史」をどのように見、論じるかという重要な問題であり、引き続き議論する必要がある。また連合軍陣営での関係、特にソ連との関係もまた、沖縄の「終戦」に影響を及ぼしたことが指摘されている⁹⁴⁾。さらに沖縄と同じ「周縁」として扱えないにせよ、同じように日本本土から切り離された北方領土についても、

やはり東京の「終戦」のみからは論じ尽くせない問題を孕んでいる。東京やワシントンを舞台とした「中央」の政治から「周縁」へ目を向けることの重要性を喚起しつつ、以上の問題は今後の研究課題としたい。

<付記>

不肖の弟子でありながら、長年にわたり叱咤激励をいただいた來生新先生の『退官記念号』に寄稿することができたのも、多くの方々の助力のおかげである。本稿の執筆に際して、來生先生をはじめ、天川晃先生、河野康子先生、村井良太先生に貴重なご指導を賜り、植田麻記子さんにご意見をいただいた。ここに深謝の意を表したい。

- 1) 加藤陽子「総力戦下の政-軍関係」『岩波講座 アジア・太平洋戦争2 戦争の政治学』(岩波書店、2005年) 30頁。
- 2) 藤原彰『国民の歴史23 太平洋戦争』(文英堂、1970年)、藤原彰、今井清一、遠山茂樹、橋川文三、古屋哲夫『シンポジウム日本歴史21 ファシズムと戦争』(学生社、1973年)、家長三郎『太平洋戦争』(岩波書店、1968年)、三宅正樹、秦郁彦『軍ファシズム運動史』(河出書房新社、1962年)、伊藤隆『日本の歴史30 十五年戦争』(小学館、1976年)を参照。
- 3) また高校「日本史」の授業で最も多く用いられている山川出版社の教科書では、原爆投下、日ソ中立条約の侵犯、昭和天皇による裁断、ポツダム宣言の受諾通知、玉音放送、そして9月2日の降伏文書への調印を「終戦」との経緯として示している。このような記述は、客観的な史実に即しており、そこに解釈を加えるものではない。しかしながらポツダム宣言の発表から降伏文書への調印まで約一ヶ月の間、事態はめまぐるしく展開するが、9月2日の降伏文書の調印をもって戦争が終結したという印象を与える記述となっている。五味文彦・鳥海靖編『もう一度読む 山川日本史』(山川出版社、2009年) 313-314頁、佐藤信・五味文彦・高埜利彦・鳥海靖編『詳説 日本史研究 改訂版』(山川出版社、2008年) 466頁を参照。
- 4) この時期に左派の知識人による「戦後文学」が形成されることになる。戦争に関する新たな文学的な試みとしては成田隆一の言葉を借りて述べると「戦記」と「証言」の時代が到来したこのとなる。成田隆一『「戦争体験」の戦後史』(岩波書店、2010年) 第3章、を参照。

- 5) 歴史学者には戦争の「記憶」よりも、戦争の「記録」を重要視する傾向があり、「戦後文学」に批判的な側面もあった。鈴木武雄、安藤良雄、秦郁彦、江藤淳、波多野澄雄、服部卓四郎、伊藤隆などは、太平洋戦争の終結および占領の開始を歴史学の観点から検証した。

官界では象徴的な事業として、大蔵省で『昭和財政史』が編纂され、占領・戦後期の調査が開始された。また防衛庁では太平洋戦争の軍事的展開の資料調査が本格的に行われ、併せて終戦当時の有識者への聞き取り調査も進められた。体系的な戦後史の解釈が確立していくことになる。『昭和財政史』、『戦史叢書』、『終戦史録』などもその成果の一部である。

- 6) 三好行雄、竹盛天雄編『近代文学 7 戦後文学』(有斐閣、1977 年)、『岩波講座文学 7、10』(岩波書店、1976 年)。
- 7) 江藤淳「戦後の文学は破産の危機」『毎日新聞』(1978 年 1 月 24 日)。
- 8) 加藤典洋『敗戦後論』(講談社、1997 年)。
- 9) 佐藤卓己『八月十五日の神話 - 終戦記念日のメディア学』(筑摩書房、2005 年)、佐藤卓己、孫安石編『東アジアの終戦記念日: 敗北と勝利のあいだ』(筑摩書房、2007 年)。
- 10) 一連の「終戦」をめぐる議論の多くは、政治過程としての「終戦」は迅速かつ円滑に進み、9 月 2 日をもってすべての片が付けられたとしている。8 月 15 日の「玉音放送」は国民全体の終戦の原点として記憶に刻み込まれてきた。しかし、これらの議論は政治過程としての終戦は、8 月 15 日には限定できないことが指摘した。すなわち終戦日は 8 月 10 日と 14 日、ないしは降伏文書への調印がされた 9 月 2 日であり、8 月 15 日の終戦は作られた神話にすぎないとしている。しかし、これらの議論は終戦の日付の解釈に一石を投じているとはいえ、政治過程としての終戦、つまり戦争から平和への移行は迅速であったという理解は共有していた。
- 11) 宮城事件を描いた映画には、小林恒夫監督の『八月十五日の動乱』(東映株式会社、1962 年)、および岡本喜八監督『日本のいちばん長い日』(東宝株式会社、1967 年)が有名である。書物としては、半藤一利『日本のいちばん長い日 - 運命の八月十五日 - (決定版)』(文藝春秋、1995 年、初版は大宅壮一編として 1965 年に出版)があり、また一般販売されていないが、森下智『近衛師団参謀終戦秘史』(自費出版、第 4 版、2007 年)も注目される。
- 12) 「終戦」における周縁地域認識の欠如について、『講座日本史 7 日本帝国主義の崩壊』(東京大学出版会、1971 年)、『岩波講座・日本歴史』第 21 巻 (岩波書店、1963 年)、『岩波講座・日本歴史 近代 8』第 21 巻 (岩波書店、1977 年)、『岩波講座・日本通史』第 19 巻 (岩波書店、1995 年)を参照。
- 13) LaFeber, Walter. *America, Russia, and the Cold War, 1945-2002*. LaFeber, Walter, Richard Polenberg, Nancy Woloch. *The American century : a history of the United States since 1941*. (M.E. Sharpe, 2008), Michael J. Hogan, ed. *Hiroshima in history and memory*.

- (Cambridge University Press, 1996), 細谷千博、ほか編『太平洋戦争の終結』(柏書房、1997)。
- 14) 長谷川の「暗闘論」は米国では修正派として理解されていることが多いが、長谷川が重点を置いているのは米国政府というよりはむしろ日本政府の動向であろうと思われる。Hasegawa Tsuyoshi. *Racing the Enemy*. (Cambridge: Harvard University Press, 2006).
 - 15) Miscamble, Wilson D. *From Roosevelt to Truman*. (Cambridge: Cambridge University Press, 2007); Gaddis, John Lewis. *The United States and the Origins of the Cold War, 1941-1947*. Rev. ed. (New York: Columbia University Press, 2000); Westad, Odd Arne. *The Global Cold War*. (Cambridge: Cambridge University Press, 2005); Leffler, Melvyn P. and David S. Painter. *Origins of the Cold War*. 2nd. ed. (Routledge, 2005).
 - 16) Hasegawa Tsuyoshi. *Racing the Enemy*. Ibid.; Hasegawa Tsuyoshi, ed. *The End of the Pacific War: Reappraisals*. (Stanford University Press, 2007). John Dover. *Embracing Defeat*. (W.W. Norton: New Press, 1999); Moore, Ray A. and Donald L. Robinson. *Partners for Democracy*. (Oxford University Press, 2002)
 - 17) 家永三郎『太平洋戦争』(岩波書店、1968年)及び家長裁判を参照。
 - 18) Hellegers, Dale. *We the Japanese People*. Vol. 1. (Stanford University Press, 200) pp. 3, 123, 原秀成『日本国憲法制定の系譜〈I〉』(日本評論社、2004年)。
 - 19) ただし、この定義は1956年の野戦手引きのものであり、1945年当時に条文となっていたわけではない。本稿では論理上の整理のためにこの定義を用いる。Department of the Army. *Field Manual FM 27-10 The Law of Land Warfare*. (Washington: GPO, 1956) p. 172; Waltzer, Michael. *Just and Unjust Wars*, 2nd ed. (Basic Books, 1992) p. 115.
 - 20) 横田喜三郎、安井郁、高野雄一『国際法外交雑誌』第45巻、第1・第2合併号(1946年)、横田喜三郎、田中二郎『日本管理法令研究』第1巻第1号、第2号(1946年4月、6月)、高野雄一「欧州諸国の占領管理」『日本管理法令研究』第13号(1947年10月)。
 - 21) 川平成雄「沖縄戦終結はいつか」琉球大学『経済研究』第74号(2007年9月)、14頁。
 - 22) 「オリンピック作戦計画」(国会図書館憲政資料室所蔵)。
 - 23) 沖縄における陸・海軍間の協力体制は1942年の米陸海軍の合意に基づく。
 - 24) バクナー司令官の第10軍はこのような陸・海軍間の協力によって創設されたのである。バクナー司令官は陸軍出身であったが、指揮下には海兵隊2個師団からなる海兵軍団を置いていた。
 - 25) 陸・海軍の長短所の比較に関してはSarantakesが詳しい。Nicholas Evan Sarantakes. *Keystone: The American Occupation of Okinawa and U.S.-Japanese Relations* (College Station: Texas A&M University Press, 2000).
 - 26) 沖縄の戦闘地における陸海軍部隊間の協力と競争については第10軍のバクナー司令官およびスティルウェル司令官の日記を参照。Sarantakes, Nicholas Evan. *Seven Stars*.

(College Station : Texas A&M University Press, c2004).

- 27) *The General Douglas MacArthur Memorial Archives and Library Collection*, RG-9 (国立国会図書館所蔵)。
- 28) JCS 1331/3, Kesaris, Paul. "The Pacific theater" *Records of the Joint Chiefs of Staff*, pt.1: 1942-1945. (University Publications of America, 1981).
- 29) マッカーサーとニミツの対立については知られていたが、その全容は十分に説明されていなかった。Clayton, James. *The Years of MacArthur*, vol. 2, (Boston: Houghton Mifflin, 1970-1985) pp. 771, 897 n. 35, 36; Gallicchio, Mark S. *The Cold War begins in Asia*. (Columbia University Press, 1988) pp. 63, 158 n. 17・19.
- 30) AFPAC, Operations Instructions, no. 2, April 1945, 国会図書館憲政資料室所蔵。
- 31) V73, 18 July 1945, 国会図書館憲政資料室所蔵。
- 32) 降伏領域の設定に関して、SWNCC 16 シリーズについて、例えば次を参照。Janssens, Rudolf V. A. "What future for Japan?": *U.S. wartime planning for the postwar era, 1942-1945*. (Rodopi, 1995) pp. 328-329.
- 33) Z505, RG331, "SCAP, Top Secret," AG 384.1, box9 (米国立公文書館、以下は NARA と略す)。
- 34) WX 49182 14TH, 14 August 1945. 荒敬編集・解説『GHQ トップ・シークレット 文書集成、第 1 期』(柏書房、1993)、234 頁。
- 35) *Ibid.*, 232. United States Department of State. *Foreign relations of the United States : diplomatic papers, 1945*. Volume VII. (Washington: U.S. GPO, 1969), p. 659, (以下は FRUS と略す)。
- 36) Z 515, 19 August 1945, RG331, "SCAP, Top Secret," AG 384.1, box 9 (NARA)。
- 37) WX 49961 15TH, 15 August 1945, 荒敬編集・解説、前掲『GHQ トップ・シークレット 文書集成、第 1 期』、232 頁。
- 38) Dispatch 31 and 50, Receipt 17, 24-25 August 1945. 江藤淳編『占領史録 (上)』(講談社学術文庫、1995 年)、135、137、138 頁。
- 39) 米国の駐留部隊間の境界は、連合軍間の境界ほど重要視されていなかったと言える。しかし、特にソ連の場合、連合軍の間では歩調が乱れることもあり、境界線の処理は降伏後にゆだねられた。他の境界線については FRUS 1945, op. cit., 658; also SWNCC 21/7, Claussen, Martin P. *Records of the State-War-Navy Coordinating Committee and State-Army-Navy-Air Force Coordinating Committee* (Wilmington: Scholarly Resources, Inc.) reel 3 (SWN-I, 3); Shibayama, Futoshi. "Franklin D. Roosevelt's Postwar Vision on the Pacific and Its Demise 1942-1945." *Unpublished Manuscript*.
- 40) Z-585, 25 August 1945. AG(D)03662, AG(A) 00209-211. 国会図書館憲政資料室所蔵、以下同様。

- 41) CX 36856, 26 August 1945, NARA, RG218 JCS, DF 1942-45, CCS 387, Japan (2-7-45), Sec. 3, (NARA). キング軍令部長はこの決定に反対したが、統合参謀本部ではこの時点でマッカーサーの決定を差し戻す動きは見られなかった。
- 42) C-10352, 27 August 1945, AG(D)03664. < >は筆者によるものである。
- 43) WX 55352, loc. cit.; J 50686; C-10352, 27 August 1945, AG(D)03664.
- 44) Z-627, 28 August 1945. AG(D)03662, AG(A)00209-211.
- 45) ニミットとスースランド大将の関係については以下を参照。Rogers, Paul P. *The Bitter Years: MacArthur and Sutherland*. (New York: Praeger Publishers, 1991) p. 281.
- 46) 竹下正彦『機密終戦日誌』軍事史学会『大本営陸軍部戦争指導班機密戦争日誌 防衛研究所図書館所蔵』下(錦正社、1998)、参謀本部『敗戦の記録: 参謀本部所蔵』(原書房、1979年)、外崎克久『終戦の侍従長 海軍大将藤田尚徳』(清水弘文堂、1988年)。
- 47) 同上。
- 48) 『朝日新聞』(2008年8月12日、夕刊)11面。
- 49) 鈴木多聞「日米戦争と東郷茂徳」(日本政治学会、2008年度研究大会論文)7頁。
- 50) 木戸幸一『木戸幸一日記』(東京大学出版会、1966)。
- 51) 外崎勝久『終戦の侍従長』135頁。
- 52) 継戦の推進派は陸軍軍務課(畑中少佐)及び軍事課(飯田少佐)が中心であった。竹下正彦、前掲『機密終戦日誌』。
- 53) 軍事史学会編『大本営陸軍部作戰部長宮崎周一中将日誌』(錦正社、2003年)109頁。
- 54) 最近の著作では、森下智『近影師団参謀終戦秘史』(自費出版、第4版、2007年)は特筆すべきものである。松田伊治『ある海軍航空隊の終戦』(自費出版、1996年)56-59頁も参照。
- 55) 半藤一利、前掲『日本のいちばん長い日』。
- 56) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 沖縄方面海軍作戦』(朝雲新聞社、1968年)176-177頁、また794頁脚注137、138を参照。
- 57) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 沖縄方面海軍作戦』(朝雲新聞社、1968年)。
- 58) 往電第六十一号、1945年8月27日、江藤淳編、前掲『占領史録(上)』、212頁。
- 59) *Seven Stars*, op. cit., 108; 高田利貞『運命の島々 奄美と沖縄』(奄美社刊、1965年、再版[1956年])85-86頁。
- 60) J 50816, 31 August 1945. AG(D)03671.
- 61) 納見司令官からの電報を以て、スティルウェル司令部は琉球に於ける正確な「降伏領域」について、米国の太平洋海軍、及び太平洋陸軍にも同じ電報を打っている。スティルウェルの狙いは、大東島諸島の帰属が不明確であり、太平洋海軍の管轄下の伊豆・小笠原諸島領域と異なることを確認しようとするのであった。参照: J-50788 29TH, 29 August 1945. AG(D)03664.

- 62) 291230 Z (J 50787), 30 August 1945. AG(D)03671.
- 63) Z-641, 29 August 1945. AG(D)03664; 江藤淳編、前掲『占領史録(上)』214頁。
- 64) 一般指令第2号、国立国会図書館所蔵
- 65) 高田は終戦後に方面陸軍の司令部に奄美からの電報は受信されたか、確認しに行ったと回想している。しかし、回答は得られなかったという。高田、『前掲『運命の島々・奄美と沖縄』、99頁。
- 66) J 50882, 2 September 1945. AG(D)03668. スティルウェル司令官が東京に於ける降伏調印式に出発した後は、第10軍のメリル参謀長が高田司令官に9月3日に降伏の準備のために沖縄に高田司令部の代表者を送るように要請している。しかし、この電信への答えも来なかった。
- 67) JX 50907, 2 September 1945. AG(D)03670.
- 68) J 50882, 2 September 1945. AG(D)03668. 総司令部からの回答は翌日に受信された。スティルウェル司令官は既に横浜を出発し、第10軍からのメッセージは東京から伝達できないとのことであった。CA 51624, 2 September 1945. Ibid.
- 69) この件に関しては降伏後に極東陸軍で調査委員会が設置されたが、武力行使は問題視されなかった。JX 50907, 2 September 1945. AG(D)03670.
- 70) 加瀬俊一『ミズーリ号への道程』(文藝春秋新社、1951年)、『加瀬俊一回想録』上・下(山手書房、1986年)、『回想の戦時外交』(勉誠出版、2003年)、『ミズーリ艦上の外交官』(モロロジー研究所、2004年)。
- 71) 米統合参謀本部は降伏書類を作成した際、日本軍の降伏に関して多くの懸念を抱いていた。そのため、現地に於ける降伏調印の責任司令官により現地の現状を反映して降伏条件の「マイナー・チェンジ」を許可することにした。統合参謀本部は特に、朝鮮及び中国北部の地域に関して、大統領が降伏書類に調印して後も、変更の可能性は出てくると想定していた。しかし、琉球はこの想定に含まれていない。FRUS, 1945, op. cit., 657.
- 72) 原文は次の通りである。“Owing to the impossibilities of communication, earnestly desire that a representative of the Commander of the U.S. 10th Army, Okinawa, is dispatched to Tokunoshima or that an aeroplane or a ship is prepared to send a representative of the Japanese Army to Okinawa.”この電文は米軍側の資料として複数の機関に保存されていることから、同じ内容のものが下位の司令部に転送されていたことを裏付けている。GHQ A. NO 2, 2 September 1945. AG(B)00588, AG(D)03670(15:34, 2 September). 他の同様の電信は次の通り、AG(D)03670 - ZAX 5043, 040215Z, and also AG(B)00588-ZAX 5043.
- 73) 「奄美群島の敗戦処理について」(防衛研究所戦史史料、① 終戦処理 160)、9頁。
- 74) 徳之島にあった高田の司令部との電報通信を、一部だけであるが、日本海軍が傍受している。陸軍の司令部は8月30日から9月2日までの4日間機能していたことを裏付け

- ている。防衛研究所戦史史料、① 終戦処理 077.
- 75) 040215 Z, 4 September 1945. AG(B)00588.
- 76) 高田利貞、前掲『運命の島々・奄美と沖縄』（1956年、奄美社）89頁。
- 77) *Seven Stars*, op. cit., p.113.
- 78) *The New York Times*, 6 September 1945, p.3.
- 79) 同上。
- 80) 『スティルウェル日記』1945年9月、スタンフォード大学フーバー研究所蔵。
- 81) 沖縄の「終戦」に関する研究は近年増えているが、どれもがこの問題を追求していないようである。
- 82) 各群島の名付けに関する問題は降伏後、日米間の厳しい瀬戸際交渉の引き金となった。外務省外交史料館マイクロフィルム、リール A-0146。
- 83) 軍事境界線の選択に関しては、波多野澄雄の表現を借りれば、「〔無条件降伏〕を巡る日米政府間の争点は、その大將が軍隊であるか否かではなく、ポツダム宣言を勝者の理解に従って無条件に受入れるか否かにあったことを示している。」波多野澄雄『無条件降伏と日本』（慶応大学『法学研究』73巻1号、2000年1月）、323頁。
- 84) 天川晃「日本本土の占領と沖縄の占領」（『横浜国際経済法学』第1巻、1号、1995年9月）、39頁。
- 85) W 48300, 11 August; C 33100, 12 August; 120404Z, 13 August 1945, Wilmarth Study, GS(A)00041.
- 86) CINCFAPAC 230455, 23 August 1945.
- 87) COMINCH 302110, 30 August 1945, 荒敬編集・解説、前掲『GHQ トップ・シークレット文書集成、第2期』第15巻、159-160頁、WX 57346, 31 August 1945, 荒敬編集・解説、前掲『GHQ トップ・シークレット文書集成、第1期』第14巻、390頁、および WX 57513, 31 August 1945, AG(A) 03372.
- 88) *The Los Angeles Times*, 8 September 1945, p.1; *The New York Times*, 8 September 1945, p. 25. 川平成雄、前掲「沖縄戦終結はいつか」。
- 89) 082258 Z, 9 September 1945, AG(D)03667. ニミッツのこの電報には疑念が残る。ニミッツは、降伏調印式は沖縄で行なわれたことを知りながら、以下のように、「奄美の降伏」（“surrender of Amami” [sic., Amami]）に言及している。すなわちニミッツは当時、奄美をめぐる難航した交渉を意識したことを表していると思われる。
- 90) CA 51802, 9 September 1945, AG(D)03669.
- 91) CA 51825, 10 September 1945, AG(A)00191. これは CZ 125607 September 1945, AG(A)03372 への返答である。
- 92) “to implement resumption of Navy of responsibility for Military government Ryukyus by establishing clearly defined Chain of Military Government Command and responsibility

[in] Okinawa [, there is a need for instructing] Col Murray Deputy Chief Mil Govt Officer to report [to] CNOB Okinawa and directing later to assume additional duties as Chief Military Government Officer … ” 160204 Z, 17 September 1945. GS(A)00041.

- 93) CINCPAC 212057 Z, 21 September 1945, and U.S. NMG Proclamation No. 2, 25 September 1945. この調整を受けて、マッカーサーは9月25日付に、沖縄を巡って内部争いの元となった太平洋陸軍作戦指令第2号を、同趣旨を反映した形で修正している。しかし、内部の調整を受けても、沖縄の復興は遠い存在であった。宮里政玄『日米関係と沖縄1945年-1972年』（岩波書店、2000年）、16頁、大田昌秀編『A Comprehensive Study on U.S. Military Government on Okinawa』（文部科学研究補助金成果報告書、1987年）、30頁脚注13。
- 94) 沖縄軍政の悲劇に関して、大田昌秀、『沖縄の帝王高等弁務官』（久米書房、1984）。
- 95) 連合国間の権力関係、特にソ連との関係については、2007年の占領・戦後史研究会および2008年日本政治学会研究大会での報告に際して、山極晃氏と楠綾子氏による指摘によって、示唆を受けた。